

令和2年度宮崎地方裁判所委員会（第1回）における議事概要

- 1 開催日時 令和2年11月20日（金）午後2時30分から午後4時00分まで
- 2 場 所 宮崎地方・家庭裁判所大会議室
- 3 出席者（委員別，50音順）
 - （地裁委員） 岩崎千恵子，大迫敏輝，奥村三千代，小田島靖人，小八重隆士，阪本 勝，杉田晋一，高見公子，竹中理比古，福田英俊
 - （列席者） 地家裁事務局長，民事首席書記官
 - （庶務担当者） 地裁総務課長，家裁総務課長
- 4 議事（□：委員長，▲：学識経験者，◎：法曹委員，◇：裁判所）
 - (1) 新任委員紹介等
 - 新任委員 阪本 勝委員
 - 同 高見公子委員
 - 同 竹中理比古委員
 - 同 福田英俊委員
 - (2) テーマ「民事調停の利用促進について」（担当：宮崎簡裁庶務課長）

裁判所から取組状況等について概要を説明

 - 概要説明について，質問はあるか。
 - ▲ 民事調停が減っているとの話であるが，利用が減っている原因について民事調停委員の方と話した際，当事者の方が弁護士や司法書士等で解決を図っていることも増えているのではないかと聞いたことがある。実際のところ利用が減っている原因はどのように把握しているのか。
 - ◇ 調停自体に弁護士がつく割合はそれほどなく，感覚としては2割もないと思われる。交通事故の関係では弁護士の所へ行く方も今多くなっており，その結果裁判が選択されるということは一定程度あると感じている。また，ADRも使われているようである。
 - その辺りの原因等については，意見交換の中でもまたお話を伺いたい。その他に意見交換に先立って確認しておきたい点等はあるか。
 - ▲ 調停成立の割合が示されているが，これは全国平均の数字なのか。また，地域によってその割合は違っているのか。宮崎が他の地域と比較してどの位置づけにあるか把握したい。
 - ◇ 公表されている資料によると，令和元年度は全国で申立て約3万3000件中の調停成立もしくは調停に代わる決定をあわせて1万8000件程度なので，全国的な調停成立の割合はおおよそ54%である。宮崎の割合とさほど変わらないと思われる。
 - (3) 意見交換
 - 民事調停制度について，みなさん自身があるいはみなさんの周りの人たちがどのように御理解されていたかを伺いたい。
 - ▲ 私も初めてこの話を伺って，正直なところ自分はほとんど無知な状態だった。自分なりに予習をしようとインターネットで調べてきた。今回用意してもらったレジュメがこの資料とそっくりそのまま一緒だったので驚いた。ポイントとしては，非公開であること，手続きが簡単，費用が低額，判決と同じ効力があるということがあり，分かりやすい

と思うが、私は正直全然知らなかったし、私の周りもこういう場面に遭うケースが少ないため、分かりやすいことを知らなかった。この後どのように広報するかという話になると思うが、広く伝えるためには、まさにこの絞り込んだポイントをしっかり伝えていけば分かるのではと思った。

□ 今日説明した以上に調停制度を理解されていた方はいたか。又は、今日説明した内容とは違うイメージをもっていただ方はいるか。

▲ 今日出てくる前に今回は民事調停がテーマということで周りとお話をしてきた。離婚調停は聞いたことがあるが、民事調停というと何か違うのかという程度で、あまり身近ではないという感覚だった。今日の説明を聞いて、確かに分かりやすいし、一般的に広がればもっと気軽に相談できる場があるということが分かるのではと思うが、そもそも調停という言葉があまり身近でないという実感がある。

□ 概ねそのようなところがみなさんのイメージなのかもしれない。テレビドラマでも家事調停委員のドラマを目にしたことはあるが、民事調停委員のドラマはあまり見たことがない。

裁判所HPでは広報活動を行っているが、みなさんはこのことを御存知だったか。そもそも裁判所HPへのアクセスは多くないことが実情だろう。弁護士委員の方からは、裁判所の民事調停についての広報活動等をどのように御覧になっているか。

◎ 最近、裁判所の方々が民事調停に限らず色々な場面で広報活動を広くされているという認識がある。弁護士会自体も以前に比べて積極的に広報活動をしているのではないかという認識をしている。ただ、今回の説明の中の民事調停の事件数の推移によると、大分減っており、これは弁護士の感覚からすると、民事調停に限らず、民事訴訟自体も最近事件数が相当減っているのではないかという感覚がある。市民社会における紛争の解決手段として裁判所を利用する場面でないところがたくさんできたのか、あるいは紛争自体がだんだん少なくなってきたのかと考えている。

□ 民事調停事件の件数が減っていることは全国的な傾向であるが、民事訴訟事件の数も減っているとのことである。これはそもそも紛争自体が減っていることの反映であれば良いことであろう。ただ、本来であれば裁判所の手続である訴訟や民事調停を利用すべき人が何らかの理由によって利用していないということが生じているのであれば、裁判所側としても気にかけていかなければいけないと思う。それが広報ということが解決手段になるのかどうかは問題があるが、そういった所に裁判所も取り組んでいかなければならない。

先ほどこれまで取り組んできた広報活動、及び今後の広報活動案として考えられるものをいろいろと紹介しているが、今後取り組もうとする裁判所の広報活動について御意見を伺いたい。

▲ 今までいろいろな広報活動がなされていたところは存じ上げていた。今後の広報活動案についても予想ができる範囲内と思われる。今日の説明も非常によく分かりやすく、今まで広報活動を同じようにされていたのであれば、どうして実際の利用者がなかなか増えていってないのか疑問に思った。広報の内容として、既にやっていたと言われるかもしれないが、先程質問の際に利用が減っている原因として挙げられた他の機関での解決方法との差をアピールして、裁判所での民事調停の良さをうたっていけば、調停をし

てみたいと思う当事者にとっては分かりやすいと考える。例えば強制力や費用の安さといったことをもう少し強調する等、内容的に何か工夫をしてはどうか。

□ 今までの広報活動で、御意見の点についてできていたのか、もう少しさらに工夫していく余地もあるのではないかと思う。他の御意見も伺いたい。

▲ やはり調停不成立になる割合を下げていくことがまずは必要ではないかと感じた。そうすれば、調停にもちこめば成立にもっていってくれるという、制度そのものについての信頼が高まるのではないか。割合を下げていくために何が必要なのかという分析から始まると思うが、そこを掘り下げていくことがまずは必要だと思う。

広報活動について、まずは制度そのものの啓発は市民・県民の身近なところに集中して行っていくことが考えられる。市町村での窓口、民生委員、企業の事業主や商工関係、福祉関係に携わっている方などにスポットを当てて焦点化し、そこに集中的に周知を行っていくという手筈はどうだろうか。

私自身が仕事とは別にNPOで子ども支援活動をしているが、そこへ来る子どもたちは貧困や困窮世帯にあっていろいろなトラブルに巻き込まれている。しかし、NPOで子ども支援をしている他の方々は専門的な知識がないため、目の前の子どもたちの食事や教育・学習支援というところで終わってしまっている。世帯の経済的な支援に当たっては、手段がない、人脈がない、民事調停の制度も知らないという状態である。現在NPOやNGOが地域活動で支援活動をしている事例が多いため、この点についても言及させていただいた。

最後に、ビラの配布について、ただ見てくださいと配られただけでは無視してしまうことがとても多い。やはり、字面で見るとよりも、体験するということがとても記憶に残り、人に伝える力になっていくのではと思うので、見学会はとても良いと思った。そこで子どもたちや学生に来てもらう機会があれば、子どもたちが体験して、こういう所なんだと気づき、実感して、親御さんに体験したことを伝えられる機会になっていくのではと思った。

□ 御意見の冒頭で御指摘のあった、制度がそもそも信頼できるものでなければならないということは、本当に出発点と言えるだろう。せっかく調停を申し立てたのに不成立となれば、調停申立てが後に続かないということになるだろう。そういう意味では、調停制度をどのようにきちんと運営していくかということを経験所としては出発点として考えなければならないだろう。

▲ 私自身一市民として裁判所に最初に相談するとき最初の一步でかなり勇気が要る敷居の高いようなイメージがある。全国民・県民が気軽に目を通せるような場所に何かPRをすれば、見る機会が増えてくるのではないか。1日1回もネット・携帯を開かないという人は今の時代いないと思うので、PR動画やSNSでの発信など、気軽に見られるところからあると目を通す機会が増えてくると個人的に思う。

□ SNSとか最近の時代の要請に見合った広報活動の在り方を考えていかななくてはならないかもしれない。弁護士委員の方にはまさに紛争解決を模索する当事者が来られる中で、手続選択の在り方として調停制度を利用するしないといった場面をいろいろ経験されているかと思うが、調停を利用すべき人に向けてどういった広報活動をすべきかといったような観点から御意見等はないか。

◎ 弁護士は、相談を受けて、調停で解決するのか訴訟で解決するのかという選択をするときに、やはり調停は一応紛争ではあるものの、決定的な紛争ではなく、とにかく話合いの延長であり、訴訟というと原告被告、敵味方に完全に分かれるようなイメージがある。話合いをどうしてもできないから裁判所で話し合うといった事件の性質の場合、弁護士として相談を受けても民事調停を選択するということにはなると思う。近隣の紛争とかであれば、御近所づきあいで今後のこともあるのでということで、民事調停が馴染むのかなと弁護士としては思うが、最近の傾向としては、近隣の中でも決定的に主張したいという方が以前より多いようなイメージがある。私個人の感覚としては、民事調停にするか民事訴訟にするかという中で民事調停の方がこの事案の場合は適当だということが段々割合的に少し減ってきているところがあると思っている。

□ 確かに権利意識が高まり、訴訟でないとは白黒決着がつかないという紛争類型のものは最初から調停というのはなかなか馴染みにくいという面があるかもしれない。

◇ 今まで裁判所は色々広報を取り組んできたが、視点がどうしても公的機関に向けてしまう傾向がある。私たちが民間のみなさんの元に出向いていくということをあまりしてこなかった。今回はそういったところを一つ視点としていただけたのでありがたかった。また、裁判所の職員の特徴として、説明するときは詳しく中身を言い過ぎて、全部を言うてしまう傾向がある。今日のように、ポイントを絞ってメリハリをつけて言うということは、今まで少し視点として欠けていたので、今後は少しメリットを強調して説明させていただこうかと思う。

(4) 委員意見に基づく裁判所の取組状況の報告

前回テーマ「障害者への配慮について」（担当：家裁総務課長）

※別紙資料のとおり

5 次回予定

- ・委員長：次回のテーマについて、特に意見等がなければ「新型コロナウイルス感染症への対応について」を議題とすることはいかがか。
- ・全員：了承
- ・次回委員会：令和3年5月28日（金）午後3時00分

(別紙)

障害者への配慮について、各委員から所属組織の取組等を伺い、その後、裁判所として取り組んだ事項は次のとおりである。

- 1 裁判所職員が適切に対応できるようにするため、1月に、窓口担当職員を対象とした障害者配慮研修を開催した。同研修では、社会福祉法人宮崎市社会福祉協議会の方を講師として招き、身体障害者及び発達障害者の特性と配慮について講義をしていただいた。また、同協議会の協力を得て、裁判所庁舎における車椅子体験及びアイマスク体験も実施した。

裁判所としては、今後も、継続的に障害者配慮研修を開催するなどして、裁判所職員に対する啓発を図っていききたい。

- 2 裁判所職員が適切に対応できるようにするため、事件部と事務局との連携や参考事例があった場合の組織全体での情報共有をより密に図るようにした。また、裁判所内の協議会や事務打合せなどの機会をとらえ、裁判所内での連携や情報共有の重要性をより訴えるようにした。

裁判所としては、今後も、継続的に裁判所内での連携や情報共有を図っていききたい。

- 3 当庁に整備されている障害者配慮のための備品リストを庁内の掲示板にアップし、必要な場合には直ぐに利用できるよう整備した。
- 4 令和元年度の取組みとしては、障害者が働きやすい環境を整備するため、バリアフリー化された休養室を整備した。また、バリアフリーの観点から、本庁の民事執行・訟廷事務室、簡裁事務室、総務課事務室及び会計課事務室の出入口ドアをスライドドアに更新した。